

鳥取県告示第 984 号

平成20年度において県が締結する測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタントの業務（以下「測量等業務」という。）の契約に係る一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものを除く。以下同じ。）又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、その審査申請手続等について次のとおり定めたので、告示する。

平成19年11月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 入札参加資格

入札参加資格は、入札への参加を希望する測量等業務の種別（別表に定めるところによる。以下「希望業種」という。）ごとに、次に掲げる要件を満たす者に対して付与する。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成18年4月1日から入札参加資格の審査の申請をする日（以下「申請日」という。）までの間に、希望業種に係る業務を完了し、成果品を納入した実績があること。
- (3) 2の(1)のロ又はサに定める納税証明書に未納税額がないこと。
- (4) 2の(1)により提出する書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- (5) 次に掲げる登録を受けていること。

ア 希望業種のうち測量業務の入札参加資格を希望する者にあつては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による測量業者としての登録

イ 希望業種のうち建築関係建設コンサルタント業務の入札参加資格を希望する者にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による建築士事務所の登録

ウ 希望業種のうち補償関係コンサルタント業務の不動産鑑定の入札参加資格を希望する者にあつては、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条第1項の規定による不動産鑑定業者の登録

- (6) 知事から鳥取県建設工事等入札参加者資格停止要綱に基づく資格停止措置（以下単に「資格停止措置」という。）を受けていないこと。

2 申請手続

(1) 提出書類

ア 測量等業務入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 総括表（様式第2号）

ウ 登録営業所一覧表（様式第3号）

エ 測量等業務実績調書（様式第4号）並びに当該調書に記載した測量等業務に係る契約書及び同契約が完了したことを証する書類

オ 法人にあつては平成19年10月1日の属する営業年度の直前の営業年度（以下「直前1年」という。）の貸借対照表、損益計算書及び利益処分（損失処理）に関する書類、個人にあつては直前1年の貸借対照表及び損益計算書

カ 法人にあつては商業登記簿の謄本又は当該法人の登記事項証明書、個人にあつては当該個人の住民票の抄本（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）

キ 1の(5)の登録を受けている場合にあつては、その登録の証明書

ク 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条の登録を受けている場合にあつては、申請日において最新の建設コンサルタント現況報告書（同告示様式第17号）のホに確認印を受けた副本の写し

ケ 入札の参加等の権限の委任状（年間を通じて委任する場合に限る。）

コ 県内に主たる事務所を有する者及び県外に主たる事務所を有し県内に事務所又は事業所を有する者のうち、法人にあつては法人税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。サにおいて同じ。）に未納がないことを証する納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式（以下「第9号書式」という。）その3の3）並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含む、地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書、個人にあつては所得税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。サにおいて同じ。）に未納がないことを証する納税証明書（第9号書式その3の2）並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含む、個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書（いずれも平成19年4月1日から申請日までの間に交付されたものに限る。）

サ コに該当しない者のうち、法人にあつては法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書（第9号書式その3の3）、個人にあつては所得税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書（第9号書式その3の2）（いずれも平成19年4月1日から申請日までの間に交付されたものに限る。）

(2) 提出期間及び時間

次に掲げる期間及び時間とする。ただし、一般競争入札の参加資格を希望する者にあつては、知事が別に定める期間においても、提出することができる。なお、資格停止措置を受けている期間中であっても提出を妨げるものではない。

平成19年12月3日（月）から平成20年1月31日（木）までの日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年条例第5号）に規定する鳥取県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで。

ただし、知事が特別な理由があると認めるときは、当該期間以外の期間に提出することができる。

(3) 提出方法

(4)の提出先に持参、郵便又は信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便をいう。以下同じ。）により提出すること。

なお、郵便又は信書便により提出する場合は、書留郵便又はこれに準ずる信書便の役務によることとし、平成20年1月31日（木）の午後4時までに到着したものに限り受け付ける。

(4) 提出先

鳥取県県土整備部技術企画課企画係（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 電話0857-26-7808）

(5) その他

この告示に記載されていない事項については平成20年度鳥取県測量等業務入札参加資格審査申請手続等説明書によるものとし、当該説明書は、平成19年12月3日（月）から平成20年1月31日（木）までの間にインターネットの鳥取県県土整備部技術企画課のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=32672>）から入手するものとする。

3 更生会社又は再生会社の入札参加資格

平成19年10月1日以後に会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の決定が行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の決定が行われた者については、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日を審査基準日として入札参加資格を付与するものとする。この場合において、その者に既に入札参加資格が付与されているときは、入札参加資格の再認定を申し出なければならない。

4 審査結果の通知

入札参加資格の審査結果については、文書により通知する。

5 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を付与された日から平成21年3月31日（次に掲げる場合にあつては、それぞれに定める日）までとする。

(1) 入札参加資格を付与された者が、1に掲げる要件のいずれかに該当しないことになった場合 知事が当該事実を確認した日の前日

(2) 平成21年度及び平成22年度の測量等業務の入札参加資格、その審査申請手続等が平成21年2月1日まで

に告示されない場合 当該告示の日から起算して60日を経過した日

登録営業所一覧表

委任先	測量	建築関係建設 コンサルタント	土木関係建設 コンサルタント	地質調査	補償関係 コンサルタント

営業所(その1)	郵便番号					
	所在地					
	(フリガナ)名					
	(フリガナ)代表者職氏名	(役職名)	(氏名)			印
	電話番号			電子メールアドレス		
	ファクシミリ番号			電子入札コアシステム対応認証局 ICカード保有の有無	有・無	

営業所(その2)	郵便番号					
	所在地					
	(フリガナ)名					
	(フリガナ)代表者職氏名	(役職名)	(氏名)			印
	電話番号			電子メールアドレス		
	ファクシミリ番号			電子入札コアシステム対応認証局 ICカード保有の有無	有・無	

記載要領

- 1 契約権限の有無に○印を記入し、委任状等を添付すること。「無」の場合は、登録しないこと。
- 2 「委任先」の欄には、申請する業種ごとに委任先として指定する主たる事務所又は営業所について記入することとし、主たる事務所を希望する場合は「1」、営業所(その1)を希望する場合は「2」、営業所(その2)を希望する場合は「3」を記入すること。なお、複数記入は、認めない。

測量等業務実績調書

(総ページ数) (当該頁) 中の

(希望業種区分)

注文者	元請又は 下請の区別	件名	測量等対象の規模等	業務履行場所のある 都道府県名	請負代金の額	着手年月	
						完	成
					(うち 千円)	年	月
					(うち 千円)	年	月
					(うち 千円)	年	月
					(うち 千円)	年	月

(希望業種区分)

注文者	元請又は 下請の区別	件名	測量等対象の規模等	業務履行場所のある 都道府県名	請負代金の額	着手年月	
						完	成
					(うち 千円)	年	月
					(うち 千円)	年	月
					(うち 千円)	年	月
					(うち 千円)	年	月

(希望業種区分)

注文者	元請又は 下請の区別	件名	測量等対象の規模等	業務履行場所のある 都道府県名	請負代金の額	着手年月	
						完	成
					(うち 千円)	年	月
					(うち 千円)	年	月
					(うち 千円)	年	月
					(うち 千円)	年	月

記載要領

- 1 入札参加を希望する業種の別に作成することとし、4業種以上登録する場合は、2枚に分けて記載すること。
- 2 平成18年4月1日から申請日までの間に成果品を納入した業務について、代表的なもの(3件を限度とする。)を記載すること。
- 3 下請については、「注文者」の欄には元請業者名を記載し、「件名」の欄には下請件名を記載すること。
- 4 「測量等対象の規模等」の欄には、例えば、測量の面積・精度等又は設計の階数・構造・延べ面積等を記載すること。
- 5 複数業種にまたがる契約の場合は、「請負代金の額」の欄の上段に契約の全体額を、下段に該当業務に係る金額を記入すること。この場合、当該契約に該当業務が含まれていることが確認できる書類(仕様書等)を添付すること。